

24 監 第 51 号
平成24年8月9日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会 長
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会 長
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会 長
(社) 日 本 塗 装 工 業 会 長 崎 県 支 部 長

様

長崎県 土木部長

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定及び
「施工体制台帳等活用マニュアル」の改正について

今般の建設業法施行規則の一部改正については、「建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成24年6月12日付け24監第51号）をもってお知らせしたところですが、同改正に関連して標記の件について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び建設市場整備課長から通知がありましたので、別紙のとおりその写しを送付します。

つきましては、貴職におかれましても、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解頂くとともに、適切な実施に努めて頂きますよう、お願いいたします。

国土建第133号
国土建整第70号
平成24年7月4日

長崎県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課



建設市場整備課長



社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じているところです。

この対策に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要です。

下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められております。今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に関連して、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり制定しました。

つきましては、貴管内の市町村等や建設業者団体に対して、本ガイドラインの速やかな周知徹底をお願いするとともに、社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

長崎県
24.7.20
24監第5号

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日）において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたところである。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において、元請企業が下請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導等を行うことを求めているが、今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の改正を行ったところである。

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の

充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

（2）協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを将来的に見据えつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

ア 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握を行うこと。

イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

また、社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導することが望ましい。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきである。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）において適用状況を確認することができる。

遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定の改正により、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能となった。（別紙1）

このため、特定建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すべきである。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行うべきである。

規則第14条の2の規定の改正を受けた施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されている。（別紙3）

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況（以下「保険加入状況」という。）を把握することが可能となった。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能である。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない）を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年国土交通省告示第363号）に留意し、適切に取り扱うことが必要である。

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

（6）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うこ

とが望ましい。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を行うべきである。社会保険未加入対策の開始当初の段階においては、重点的に取り組むことが必要であるので、特に留意すること。

ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ (2)に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

第3 下請企業の役割と責任

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは本来的には雇用主であるため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。

具体的には、次の責任を果たすべきである。

ア 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは避けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要がある。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無

- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすることが望ましい。

イ 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。このガイドラインの施行前に元請企業が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

本ガイドラインは、社会保険未加入対策の開始当初（平成24年度から平成25年度までの概ね2年間）における取組を中心に記載したものであり、今後、建設業における社会保険の加入状況や本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙1 再下請負通知書の作成例

平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位

注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____

元請名称 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容						
工 期	自	平成	年	月	日	注文者との 契 約 日
	至	平成	年	月	日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業		大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日	
	工事業		大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日	

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²		健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名					代表者名					
住 所										
工事名及び 工 事 内 容										
工 期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日					

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙2 施工体制台帳の作成例

平成 年 月 日

施工体制台帳

[会社名]

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容				
発注者及び 住 所				
工 期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
------	--	----------------	--

- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
- 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

[一次下請負人に関する事項]

会 社 名					代表者名					
住 所										
工事名及び 工 事 内 容										
工 期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日	

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

- 1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2 請負契約に係る営業所の名称について記載。
- 3 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

別紙3 作業員名簿の作成例

元請確認欄

○社会保険関係について別業とする例

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称

所長名

一 次

会社名

二 次

会社名

番号	ふりがな 氏 名	社 会 保 険		
		健康保険 ¹	年金保険 ²	雇用保険 ³
1				
2				
3				

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、下段に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

元請確認欄

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称

所長名

一 次

会社名

二 次

会社名

番号	ふりがな 氏 名	職種	最近の健康診断日	特殊健康診断日	健康保険 ¹	教育・ 雇入・職長 特別教育	実施年月日
			血圧 血液型	種 類	年金保険 ² 雇用保険 ³		場年月日 教育実施日)
1		班長コード		年 月 日			年 月 日
2		班長コード		年 月 日			年 月 日
3		班長コード		年 月 日			年 月 日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

国土建第 1 3 7 号

平成 2 4 年 7 月 4 日

長崎県土木部長 殿

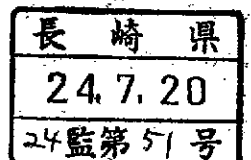
国土交通省土地・建設産業局建設業課長



施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、平成 2 4 年 5 月 1 日付けで建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号）の一部改正が行われ、特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、平成 2 4 年 1 1 月 1 日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなりました。

このため、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成 1 5 年 1 1 月 7 日付国総入企第 2 5 号）において通知した「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり改正しましたので、各都道府県においては、これを参考とし、施工体制台帳等を活用した施工体制の適正化のより一層の徹底に取り組まれるようお願いいたします。また、貴都道府県の発注担当部局及び貴管内の市町村に対しても、速やかに周知徹底されるようお願いいたします。



施工体制台帳等活用マニュアル

1. はじめに

(1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性

適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。

しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」（平成24年6月25日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。）によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出させている割合が約9割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約6割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。

(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度

施工体制の確認のため、従来から建設業法（昭和24年法律第100号）においては、下請契約の請負代金の合計が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）において

は、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の発注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しても、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられている。

公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。

【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」（平成24年5月1日付国土建第57号）参照】

2. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

（1）現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成23年8月9日一部変更）においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が7割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添1のチェックポイントを参考にして、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添2の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

なお、平成13年3月30日の建設業法施行規則の改正により、同年10月1日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について2次以下の下請金額についても記載することが義務付けられ、また、平成24年5月1日の建設業法施行規則の改正により、同年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなり、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除

の徹底を図ることが望ましい。

(2) 特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の2点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

① 技術者の現場専任制の徹底

専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。なお、恒常的な雇用関係の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付国総建第315号）において、公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意すること。

② 一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請負の禁止について」（平成13年3月30日付国総建第82号）参照】

3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

(1) 現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

(2) 許可行政庁間の相互連携

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自らは是正を求める一方で、当該建設業者の許可行政庁に連絡し、連絡を受けた許可行政庁においても、当該建設業者に対し必要な報告聴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。

(3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならないとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。

国土交通省においては、平成19年度から地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

(4) 建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

(5) 第三者による施工体制の確認

入札契約適正化法において施工体系図を公衆が見やすい場所にも掲示

することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対しこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるので、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示の請求等に応じ、これを開示することが望ましい。

新 (平成 24 年 7 月 4 日)	旧 (平成 16 年 12 月 28 日)	<table><tr><td data-bbox="260 188 373 2080"> 新 新 平成 24 年 7 月 4 日 施工体制台帳等活用マニュアル </td><td data-bbox="260 188 373 2080"> 旧 旧 平成 16 年 12 月 28 日 施工体制台帳等活用マニュアル </td></tr><tr><td data-bbox="373 188 948 2080"> 1. はじめに (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行うおとししない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト削減等の支障となすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。 このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。 しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成 24 年 6 月 25 日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出している割合が約 9 割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約 6 割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。 </td><td data-bbox="373 188 948 2080"> 1. はじめに (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行うおとししない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト削減等の支障となすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。 このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。 しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成 16 年 1 月 15 日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出している割合が約 8 割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約 5 割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。 </td></tr><tr><td data-bbox="948 188 1426 2080"> (2) 現場施工体制の適正化のための現行制度 施工体制の確認のため、従来から建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) においては、下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500 万円以上) となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。 さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しては、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている。 公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。 </td><td data-bbox="948 188 1426 2080"> (2) 現場施工体制の適正化のための現行制度 施工体制の確認のため、従来から建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) においては、下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500 万円以上) となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。 さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しては、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている。 公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。 </td></tr></table>	新 新 平成 24 年 7 月 4 日 施工体制台帳等活用マニュアル	旧 旧 平成 16 年 12 月 28 日 施工体制台帳等活用マニュアル	1. はじめに (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行うおとししない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト削減等の支障となすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。 このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。 しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成 24 年 6 月 25 日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出している割合が約 9 割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約 6 割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。	1. はじめに (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行うおとししない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト削減等の支障となすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。 このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。 しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成 16 年 1 月 15 日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出している割合が約 8 割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約 5 割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。	(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度 施工体制の確認のため、従来から建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) においては、下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500 万円以上) となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。 さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しては、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている。 公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。	(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度 施工体制の確認のため、従来から建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) においては、下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500 万円以上) となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。 さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しては、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている。 公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。
新 新 平成 24 年 7 月 4 日 施工体制台帳等活用マニュアル	旧 旧 平成 16 年 12 月 28 日 施工体制台帳等活用マニュアル							
1. はじめに (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行うおとししない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト削減等の支障となすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。 このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。 しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成 24 年 6 月 25 日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出している割合が約 9 割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約 6 割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。	1. はじめに (1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行うおとししない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト削減等の支障となすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。 このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。 しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成 16 年 1 月 15 日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出している割合が約 8 割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約 5 割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。							
(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度 施工体制の確認のため、従来から建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) においては、下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500 万円以上) となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。 さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しては、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている。 公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。	(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度 施工体制の確認のため、従来から建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) においては、下請契約の請負代金の合計が 3,000 万円以上 (建築一式工事の場合は 4,500 万円以上) となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。 さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しては、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている。 公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。							

施工体制台帳等活用マニュアル 新旧対照表 (その2)

新 (平成 24 年 7 月 4 日)	旧 (平成 16 年 12 月 28 日)
【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」(平成 24 年 5 月 1 日付国総建第 5 7 号) 参照】	【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」(平成 13 年 3 月 30 日付国総建第 8 4 号) 参照】
2. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項 (1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定、平成 23 年 8 月 9 日一部変更) においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一した監督の実施に努めるものとされている。 しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が 7 割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添 1 のチェックポイントを参考にし、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添 2 の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。 なお、平成 13 年 3 月 30 日の建設業法施行規則の改正により、同年 10 月 1 日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について 2 次以下の下請金額についても記載することが義務付けられ、また、平成 24 年 5 月 1 日の建設業法施行規則の改正により、同年 11 月 1 日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、<u>施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなり、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除の徹底を図ること</u>が望ましい。 (2) 特に重点的に確認すべきポイント 現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の 2 点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合は、徹底した確認を行うこととする。 また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。 ① 技術者の現場専任制の徹底 専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないこと、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。なお、恒常的な雇用関係の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成 16 年 3 月 1 日付国総建第 3 1 5 号) において、公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意すること。	2. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項 (1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定) においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一した監督の実施に努めるものとされている。 しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が 7 割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添 1 のチェックポイントを参考にし、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添 2 の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。 なお、平成 13 年 3 月 30 日の建設業法施行規則の改正により、同年 10 月 1 日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について 2 次以下の下請金額についても記載することが義務付けられており、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底を図ることが望ましい。 (2) 特に重点的に確認すべきポイント 現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の 2 点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合は、徹底した確認を行うこととする。 また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。 ① 技術者の現場専任制の徹底 専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないこと、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。なお、恒常的な雇用関係の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成 16 年 3 月 1 日付国総建第 3 1 5 号) において、公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意すること。

新・(平成 24 年 7 月 4 日) 旧 (平成 16 年 12 月 28 日)

新・(平成 24 年 7 月 4 日)	旧 (平成 16 年 12 月 28 日)
② 一括下請負に関する点検の強化 現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。 また、下請業者が元請業者と同業種であった元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該建設業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。 【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請負の禁止について」（平成 13 年 3 月 30 日付国総建第 82 号）参照】	② 一括下請負に関する点検の強化 現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。 また、下請業者が元請業者と同業種であった元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該建設業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。 【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請負の禁止について」（平成 13 年 3 月 30 日付国総建第 82 号）参照】
3. 施工体制等の確認に当たったの留意事項 (1) 現場確認の体制 現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。 (2) 許可行政庁間の相互連携 現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自らは是正を求める一方で、当該建設業者の許可行政庁に連絡し、連絡を受けた許可行政庁においても、当該建設業者に対し必要な報告徴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。 (3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携 入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足る事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならぬとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事実等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。 国土交通省においては、平成 19 年度から地方整備局等に「建設業法適正推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。	3. 施工体制等の確認に当たったの留意事項 (1) 現場確認の体制 現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。 (2) 許可行政庁間の相互連携 現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自らは是正を求める一方で、当該建設業者の許可行政庁に連絡し、連絡を受けた許可行政庁においても、当該建設業者に対し必要な報告徴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。 (3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携 入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足る事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならぬとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事実等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。 国土交通省においては、平成 14 年度から許可部局に「施工体制等調査指導班」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

施工体制台帳等活用マニュアル 新旧対照表 (その4)

新 (平成 24 年 7 月 4 日)	旧 (平成 16 年 12 月 28 日)
(4) 建設業法違反等への対処 現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づき監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。 (5) 第三者による施工体制の確認 入札契約適正化法において施工体系図を公表が見やすい場所にも掲示することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対しこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるので、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示の請求等に応じ、これを開示することが望ましい。	(4) 建設業法違反等への対処 現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づき監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。 (5) 第三者による施工体制の確認 入札契約適正化法において施工体系図を公表が見やすい場所にも掲示することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対しこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるので、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示の請求等に応じ、これを開示することが望ましい。

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント (事前確認)

チェックポイント		結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか (建設業法施行規則第14条の2)。			
項目		結果	備考
・作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類			
・建設工事の名称、内容及び工期			
・健康保険等の加入状況			
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地			
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し)			
・監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別			配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)			
・監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格			
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況			
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期			
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日			
・作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成特定建設業者に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載した下請負人に対する通知書の写し)			
・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成特定建設業者の下請負人に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載した作成特定建設業者への通知書の写し)			
・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別			
・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格			
・1次下請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地			

チェックポイント		結果	備考
(2) 施工体制制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)			
項目		結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し (公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)			必ず、書面であること。
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか			
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期			
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め			
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め			
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更			
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め			
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め			
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し of 時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。 引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑪工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法			元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金			
⑬契約に関する紛争の解決方法			
②全ての再下請通知書			
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。			(施行規則第14条の4)
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号			
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称			

③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況			
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について			請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期			
・請負契約を締結した年月日			
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）			
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）			
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別			
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格			
③監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）			
④監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）			（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
⑤監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。			
チェックポイント		結果	備考
(3) 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負っていないか等。）			契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認			下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模業者が下請にいないか。
(5) JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認			代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうかが確認。			契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。無許可業者が否か不明な場合は許可部局に照会する。

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか (建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第13条第3項)。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか (建設業法施行規則第14条の3)。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならなりません。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

(3) 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		公衆の見やすい場所に（建設業法第40条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第25条）が記載された標識かどうか確認。
(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認		「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合は、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第64条）を提出させる。
(5) 労災保険に関する掲示の確認		労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第49条）

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか (建設業法第24条の7)。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者 (監督員) への提出が義務づけられている (入札契約適正化法第13条第1項)。
(2) 発注者 (監督員) に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。
・施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか (建設業法施行規則第14条の2)。		追加、変更についても、その内容を確認すること。
・施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)。		
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。		・実際の直営施工箇所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・はつきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。 ・実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
・事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認		
・直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認		
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		・契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上 (建築一式工事にあつては1,500万円以上) の下請をさせていないかどうか確認。		・契約書により当該施工範囲を確認。 →疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 - 無許可業者が否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求め、以下の事項について確認		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならない(建設業法第26条第3項、第4項)。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない(建設業法第26条第5項)。
① 当該監理技術者の現場専任制の確認		日報等で専任制の確認を行う。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。
② 当該監理技術者が、施工体制台帳等に記載された監理技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該監理技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実に実行しているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う(平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。)
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず(建設業法第26条)、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

(別紙 1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 直接的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ① 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴 (裏書) ② 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ③ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 主任技術者：以下のいずれかにより確認 ① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称		「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係 (賃金、労働時間、雇用、権利構成等) が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。 健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要 (在籍出向者、派遣社員は認められない)。
(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ① 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴 (裏書) ② 健康保険被保険者証の交付年月日 主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認		「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等 (注1) が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。 所属建設業者から入札の申込のあった日 (指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。) 以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更 (注2) があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であつても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。 注1：建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人 注2：合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。

(別紙 2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取り。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

入札

契約

工事内容、施工体制の内容について
請負業者と打合せ

工事の着手

現場に備え置く (発注者 (監督員) への写しの提出)

・ 内容のチェック (事前確認)

・ 不備・変更について確認

(不備・変更内容について報告を求

める。)

施工体制に変更が生じた場合は、
速やかに施工体制台帳の変更。

→ 発注者 (監督員) へ報告

※現場確認

・ 現場での施工体制等をチェック

発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集

ケース1：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分
◇施工体制における問題点 A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるB地方整備局から許可行政庁であるC県に対し、発注者支援データベース・システムの活用により、B地方整備局が発注した工事とC県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、入札契約適正化法第11条に基づく通知があった。
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるC県は、報告聴取を行った際に、A社が提出した施工体制台帳と技術者届に記載された技術者を照合し、さらに、契約書、竣工写真等を確認した。その結果、当該技術者が専任の必要な2件の工事において5ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース 2：許可行政庁が経営事項審査の工事経歴書により技術者の兼任を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県が経営事項審査において工事経歴書を確認していたところ、A社の技術者が、専任が必要な2件の工事について一定期間兼任している疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社に報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、報告聴取を行った際に、A社が提出した施工体制台帳と工事経歴書に記載された技術者を照合した。その結果、当該技術者が専任の必要な2件の工事において2ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース３：発注者がＪＶの構成員の技術者不設置を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、B県発注工事のＪＶの構成員であるにもかかわらず、技術者を配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県から許可行政庁であるC地方整備局に対して、A社が技術者を配置していない疑義があると、入札契約適正化法第１１条に基づく通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、当該ＪＶの代表構成員のみが工事の施工管理を行っており、A社は技術者を現場に配置していない事実が確認されたことから、建設業法第２６条第１項に違反していることから１５日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、報告聴取を行った際に、当該ＪＶが提出した施工体制台帳をもとにA社の技術者が本来担うべき役割について本人に聞き取りを行うとともに、当該技術者が実際に担った役割を示す資料の提出を求めたところ、当該技術者が実際には現場に配置されていないことが発覚した。

ケース４：発注者が施工体制の点検によりCORINSにおける技術者の虚偽登録を発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が施工体制の重点点検を行ったところ、施工体制台帳に記載された技術者と当該工事においてCORINS登録された技術者が異なることが発覚した。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、当該技術者をC県発注の専任を要する工事と兼任させるため、データベース上の重複を避ける目的でCORINSへの虚偽の登録を行った事実が確認された。このためB県は事実関係を発注者であるC県および許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県は、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め、施工体制台帳およびCORINSに登録された内容と照合した。その結果、A社がCORINSに登録した内容が虚偽のものであることが発覚した。

ケース５：発注者が監理技術者資格者証の確認により技術者の専任違反を発見し口頭注意

◇施工体制における問題点

A社は、専任の必要な工事において技術者を専任で配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制を確認したところ、A社の技術者の住所が通勤の出来ない場所であることから、当該技術者の専任違反の疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、技術者の兼任の事実が確認されたものの、両社とも建設業法の理解が不足しており悪質ではなかったことから、許可行政庁と協議の上、口頭で注意し是正を求めた。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が現場の施工体制を確認した際、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め住所を確認した上で、出勤簿により当該技術者の専任状況を確認した。その結果、当該技術者は自宅から工事現場への通勤が困難なため、専任の義務を怠っていたことが発覚した。

ケース 6：許可行政庁が「下請代金支払状況等実態調査」の立入調査をきっかけに一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は施工体制台帳および施工体系図に一次下請B社を記載していなかった。またB社は二次下請に工事を一括下請負していた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるC地方整備局が下請代金支払状況等実態調査においてA社に立入調査を行ったところ、一次下請のB社が施工体制台帳および施工体系図に記載されていないことを発見した。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、一次下請として契約したB社を施工体制台帳および施工体系図に記載せず、またB社への指導も実施していない事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項および第24条の6第1項に違反していることから、7日間の営業停止処分を行った。また、B社の一括下請負の事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、下請代金支払状況等実態調査においてA社に立入調査を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、一次下請として契約書が交わされたB社を施工体制台帳および施工体系図に記載していないことが発覚した。さらに、B社は完成工事高の水増しのため一次下請として参入したものの、工事には全く関与していないことが発覚した。

ケース 7 : 許可行政庁が技術者への聞き取りにより工事の主たる部分の一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は工事の主たる部分を一次下請に一括下請負させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県に対し、A社が一括下請負を行っているという匿名の電話があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社から報告聴取を行ったところ、A社が工事の主たる部分を一次下請のC社に一括下請負していた事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、A社から報告聴取を行った際、施工体制台帳により施工体系を確認した上で、A社の技術者に対して実際に行った業務について聞き取りを行った。その結果、当該技術者は工事の主たる部分についての工事に関して十分な知識を有せず、実際の業務は一次下請のC社に請け負わせていたことが発覚した。

ケース８：発注者が技術者への聞き取りにより当該技術者が工事に対して実質的な関与を行っていないことを発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社の技術者が、B県から請け負った工事において実質的な関与を行っていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制の点検を行い、A社の技術者に対して施工管理などについて聞き取りを行ったところ、理解が不十分であったことから、実質的な関与に対して疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、一括下請負の疑義が生じたため、入札契約適正化法第１１条に基づき許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が、A社の技術者に対して担った役割および実際に行った業務について聞き取りを行った上で、打合せ簿との照合を行った。その結果、当該技術者は施工計画の立案、施工管理などの業務を下請業者の技術者に行わせており、工事に対して実質的な関与を行っていない事実が発覚した。

ケース 9 : 発注者が施工体制変更後の施工体制台帳・施工体系図の作成義務違反を発見したため、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、施工体系が変更されたにもかかわらず、変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠った。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB地方整備局に対して、A社が施工体系変更後の施工体制台帳及び施工体系図の作成を怠っていたため指名停止措置を行ったと、発注者からの通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、施工体制変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠っていた事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項に違反していることから、指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB地方整備局は、A社から報告聴取を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、下請業者を変更したにもかかわらず、施工体制台帳および施工体系図の変更を怠っていた事実が発覚した。

ケース 10：発注者が施工体制台帳の現場備え付け違反を発見したため、指導を行うとともに、後日、是正措置がとられていることを確認

◇施工体制における問題点

A社は、施工体制台帳を現場に備え付けていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が抜き打ちで工事現場に立入検査を行ったところ、施工体制台帳が備え付けられていなかった。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県が立入検査の際にA社にその場で問いただしたところ、施工体制台帳を本社に保管しているとの回答を得たため、工事現場に備え付けるよう口頭で指導した。後日、再度工事現場に立入検査を行い、施工体制台帳が備え付けられていることを確認した。

◇施工体制台帳の活用方法

事務連絡
平成24年7月4日

長崎県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設産業における社会保険加入の徹底について
(経営事項審査時における取扱い)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、3月14日に開催された中央建設業審議会総会における審議を踏まえ、先般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1付け国土交通省告示第523号）が制定され、新たな経営事項審査の項目及び基準が7月1日より施行されたところです。

上記のとおり、経営事項審査制度を通じた保険未加入対策として、減点措置の厳格化による企業評価の適正化を進めてきたところですが、より一層の保険未加入対策の加速を図る観点から、建設業担当部局においては、許可・更新時、立入検査時と同様に、経営事項審査時に社会保険未加入企業に対して加入指導を行うとともに、指導後もなお未加入の場合には厚生労働省の社会保険担当部局への通報を行うことといたします（11月より開始予定、別紙参照）。

社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

長 崎 県
24.7.20
24監第51号

「みんなできり組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取組みがスタートします～

平成24年7月改訂

※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。^(※) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第35号)

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

○ 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

(3保険すべてに未加入の場合：現行▲60点→改正後▲120点)

※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

○ 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

○ 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)